

子育て支援総合推進モデル市町村について

1 子育て支援総合推進モデル市町村事業の趣旨

平成16年度末までに策定する市町村行動計画において、各種の子育て支援事業に総合的・積極的に取り組もうとする市町村を50か所程度指定し、全国的な子育て支援事業の推進に資する。

2 モデル市町村の指定の考え方

今後、行動計画に基づき、以下のに掲げる必須事業をすべて実施するとともに、の選択事業についても取り組む市町村の中から、事業内容等が優れている市町村を指定する。

必須事業

【子育て短期預かり支援事業】

- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)・一時保育、病後児保育(施設型)(1)

【居宅子育て支援事業】

- ・ファミリー・サポート・センター事業、病後児保育(派遣型)(1)
- ・育児支援家庭訪問事業

【子育て相談支援事業】

- ・地域子育て支援センター又はつどいの広場(2)

【子育て支援総合コーディネート事業】

- (1)病後児保育については、少なくとも施設型又は派遣型のどちらかを選択して実施。
- (2)地域子育て支援センター又はつどいの広場については、複数か所で実施。

選択事業

- ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)・訪問型一時保育、
- ・特定保育事業 など

3 モデル市町村に対する支援措置

個別事業の優先採択を行うとともに、

- ・モデル事業を推進するための計画策定
- ・普及啓発セミナーの開催
- ・取組事例集の作成

に必要な経費に対する補助を行う。

- (1 本モデル事業を実施するに際して、子育て支援のための拠点施設を整備する場合においても、優先採択を行うこととする。)
- (2 個別事業に対する補助は、既存事業費で対応)